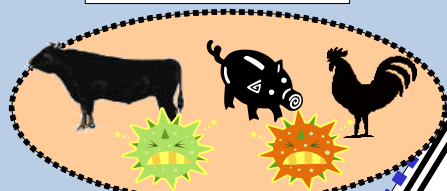


口蹄疫等の侵入防止のための水際検疫の強化

- 韓国等東アジアにおける口蹄疫の発生を受け、国内への侵入を防ぐため、空港および港での入国者の靴底消毒・車両消毒や、旅客への注意喚起や動植物検疫探知犬を活用した抜き打ち検査などの動物検疫措置について一層の強化・徹底を実施。
- 2011年4月の家畜伝染病予防法の改正に伴い、本病の発生国からの入国者に質問を実施したり、携帯品の検査や必要に応じた消毒を実施することができるようになるなど、ウイルス侵入防止措置をより一層強化。

発生国・地域



国際空港および港における旅客に対する水際対策

動物検疫に関する
注意喚起



発生国からの入国者への
質問の実施



動植物検疫探知犬による
手荷物検査



消毒マットを用いた
靴底消毒



Q 1.
過去1週間以内に牛、豚、
鶏などの家畜に接触したり
、牧場、と畜場などの畜産
施設に立ち寄りましたか？

Q 2.
家畜やその糞尿、牧場等の
土に触れた衣類や靴などを
所持していますか？ ハム
、ソーセージなどの肉製品
を所持していますか？

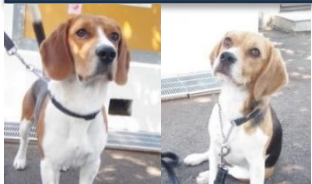
Q 3.
日本国内で、1週間以内に
家畜に触れる予定がありま
すか？

(必要に応じ、英語、中国語、
韓国語等を記載した資料を使用)

日本における動植物検疫探知犬の概要

- 動植物検疫探知犬は、旅客の手荷物の中から動植物検疫の対象となるものを嗅ぎ分けて発見し、畜産物や農産物の不正持込の摘発に貢献。
※全国で検疫探知犬35頭を導入(ビーグル33頭、ラブラドル・レトリバー2頭)

新千歳空港



ナイトロ (♂) ロキシー (♀)

成田国際空港



ティナ (♀) ギャリー (♂) タリー (♂) ジャグ (♂) メグ (♀) ボタン (♀) ピーチ (♀) ジン (♂)

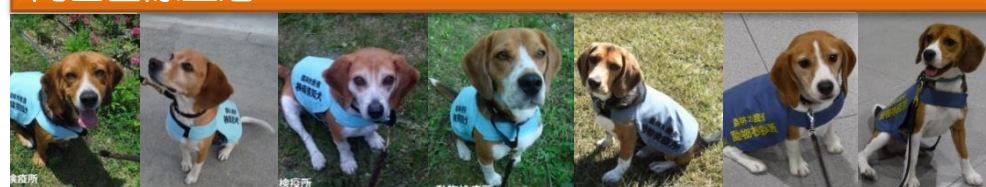


東京（羽田）国際空港



バックー (♂) ニール (♂) ダブ (♀) フジ (♂) ルイ (♀) マリー (♀)

関西国際空港



セシル (♂) ボウ (♂) アルバート (♂) バイユー (♂) タロウ (♂) 蘭 (♀) 三郎 (♂)

静岡空港



ソラ (♀)

中部国際空港



ハンター (♂) リトルマン (♂) 柚 (♀)

福岡空港



タンク (♂) アリーシャ (♀) 次郎 (♂)

鹿児島空港



モモ (♀)

那覇空港



シーザー (♂) ラスティー (♂)

川崎東郵便局



ハーバー (♀) ビーン (♀)

畜産物の違法な持込みに対する対応の厳格化

2019年4月22日から、畜産物の違法な持込みに対する対応を厳格化

- 違反者に警告書を発出するとともに、違反事例をデータベース化
- 自己消費用やお土産用であっても、悪質性が高い場合には警察に通報又は告発

Quarantine

動物検疫所からの 重要なお知らせ

2019年4月22日から
**海外からの肉製品の違法な持込み
に対する対応を厳格化します。**

⚠ 任意放棄の有無にかかわらず、違法な持込みには
厳正に対処します。

- ◆ 手荷物の中に、**輸入申告のない肉製品などの畜産物が
確認された場合、罰則の対象になります。**
- ◆ 輸入検査の手続でパスポートや搭乗券の情報を記録するため、
検査に時間を要することがあります。

家畜伝染病予防法により、
輸入検査を受けずに畜産物を持ち込んだ
場合には、**3年以下の懲役又は100万円
以下の罰金**が科せられます。

農林水産省動物検疫所

肉製品の持込みについて詳細はこちら



警告書

No. _____
年 月 日

殿

国 籍: _____
生 年 月 日: _____
パスポート No.: _____
personal Id. No.: _____

農林水産省動物検疫所○○支所(□□出張所)
家畜防疫官 _____ 印

貴殿は、年 月 日、別記の畜産物等について、日本国内に不正に持ち
込みました。このことは、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下
「法」という。)第36条第1項又は法第37条第1項に違反する行為に該当するた
め、改めて日本の法律を遵守し、二度と輸入が禁止された畜産物等を持ち込まない
よう強く要請します。

今後、貴殿が不正に畜産物等を日本国内に持ち込んだ場合、刑事処罰を求めて、刑
事訴訟法(昭和23年法律第131号)第239条第2項に基づく検挙(告発)等を行う
ことがありますので、十分留意して下さい。

農林水産省動物検疫所 ○○支所(□□出張所)
住所: _____
電話: _____ FAX: _____

注: 「別記」を添えての用紙(以下、カード)を作成し、費用を付し、1通(カード)を郵
送するか、1通(本人)を持参して下さい。

私は、法第36条第1項(輸入禁止)又は法第37条第1項(輸入のための検査証明
書の添付)及び法第40条第1項(輸入検査)に違反し、年 月 日、別記
の畜産物等を日本国内に持ち込みました。

今回、家畜防疫官から、法第1条(目的)、法第36条第1項、法第37条第1項、
法第40条第1項及び関連する規定(対象地域・畜産物の内容等)のほか、法第62条
に基づく刑事罰の内容(3年以下の懲役又は100万円以下の罰金)について説明を受
け、その目的に開らず(自己消費目的であっても)、畜産物等を持ち込みは違法行
為に当たり処罰されることを理解しました。今後、二度と輸入禁止物等を持ち込みま
せん。

警告書を厳かに受領しました。

受領日: _____ 年 月 日
入国手段: _____
便 名: _____
住所(日本滞在住所): _____
滞在期間: _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日
氏 名: _____
電話番号: _____
目 録: _____

【警告書の内容】

- 違法行為に該当し、二度と
輸入禁止物を持ち込まな
いよう要請。今後、不正に
持ち込んだ場合は告発等
の措置を執ることがある旨
警告。
- 違法行為に該当することを
理解し、今後、二度と輸入
禁止物等を持ち込まない
旨を誓約。

携帯品として持ち込まれる畜産物に対する検疫対応の強化

- 携帯品として持ち込まれた畜産物からアフリカ豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ等のウイルスを分離



モニタリング検査の結果

検査対象：中国、韓国、台湾、フィリピン等からの牛、豚、鶏の筋肉、臓器等
検査期間：2015年6月～2019年7月（総検査検体数 1,187件^(*)）

搭載国	畜種	分離ウイルス(株数)(赤字は高病原性)	調査時期
中国	あひる	鳥インフルエンザウイルスH9N2(2株)	2015年度
		鳥インフルエンザウイルスH1N2(1株)	
		鳥インフルエンザウイルスH5N6(1株)	
	鶏	鳥インフルエンザウイルスH9N2(1株)	
		鳥インフルエンザウイルスH5N1(1株)	
		鳥インフルエンザウイルスH5N6(1株)	
台湾		鳥インフルエンザウイルスH9N2(1株)	2016年度
フィリピン		ニューカッスル病ウイルス(1株)	
中国	あひる	鳥インフルエンザウイルスH7N9(1株)	
ベトナム	鶏	ニューカッスル病ウイルス(1株)	
中国		鳥インフルエンザウイルスH9N2(1株)	
ベトナム		鳥インフルエンザウイルスH9N2(2株)	
中国	あひる	鳥インフルエンザウイルスH7N9(2株)	2017年度
台湾		鳥インフルエンザウイルスH5N1(1株)	
	鶏	鳥インフルエンザウイルスH6N1(1株)	2018年度
中国	あひる	鳥インフルエンザウイルスH7N3(1株)	
		鳥インフルエンザウイルスH5N6(1株)	
ベトナム	鶏	鳥インフルエンザウイルスH5N2(1株)	
		鳥インフルエンザウイルスH9N2(1株)	
中国	豚	アフリカ豚コレラウイルス(2株)	

- 外国人技能研修生・留学生の受け入れ団体に事前対応型の周知活動を強化

JITCO 公益財団法人 国際研修協力機構



お知らせ

日本への肉製品の持ち込みなどについて

2016年2月5日

日本への肉製品の持ち込みなどについて、農林水産省動物検疫所より、以下のとおり注意喚起、周知に関する依頼がありました。監理団体及び実習実施機関各位におかれましても、十分ご対応をお願い申し上げます。



★注目情報★

- 中国・ベトナムから持ち込まれた携帯品70件から、アフリカ豚コレラウイルスの遺伝子を検出（2019年9月13日現在）
- うち、2019年1月に中国から持ち込まれたソーセージ2件からアフリカ豚コレラのウイルスを分離



豚肉ソーセージ

（北京から新千歳空港）



自家製餃子

（上海から羽田空港）



ソーセージ

（上海から羽田空港）



ソーセージ

（延吉から関西空港）



自家製ソーセージ

（青島から中部空港）



ソーセージ

（上海から中部空港）



ソーセージ

（瀋陽から中部空港）



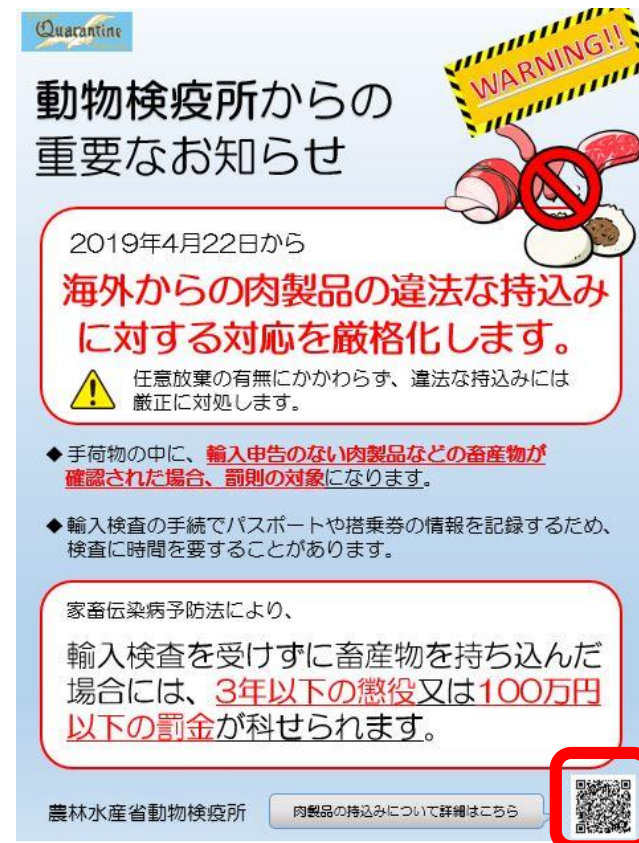
豚肉調整品

23 イから成田空港）

^(*) 2019年7月までに検査終了した検体数

動物検疫に関する多言語広報ポスター

- 海外における疾病の発生状況やトピックスを踏まえつつ、旅行客が肉製品等を持ち込まないことを国内外に広く周知するため、職員が広報用ポスターを多言語で作成し、各空海港に掲示。
- 動物検疫所のホームページに容易にリンクできるよう、各ポスターにはQRコードを添付。



動物衛生に関する国際連携

- ・高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)、口蹄疫(FMD)等の越境性動物疾病(TADs)や薬剤耐性(AMR)対策は、国際的な協力関係が不可欠であるという共通認識のもと、首脳間の共同声明やG7の枠組みで獣医当局間や研究所間の協力の重要性を指摘。
- ・また、HPAIやFMD等が継続的に発生している近隣諸国との協力関係を強化し、疾病情報の共有、防疫対策等の向上を強力に推進することにより、東アジア地域の疾病の発生拡大を防止し、我が国への侵入リスクを低減。

首脳間の共同声明

- デンマーク(2014年3月3日)
 - － 動物衛生等の分野で当局間、民間企業、研究機関間の協力の拡大の重要性を強調
- ポーランド(2015年2月27日)
 - － 獣医当局及び国立獣医研究機関の協力の進展を支持
- 中国、韓国(2015年11月1日)
 - － TADsに対処していくため協力が不可欠
- ウルグアイ(2015年11月6日)
 - － TADsに対する獣医当局及び国立獣医研究機関の協力の進展を支持
- アルゼンチン(2017年5月19日)
 - － 口蹄疫等の越境性動物疾病に関する獣医当局及び国立獣医研究機関間の協力の進展を支持

G7の協力枠組み

- G7首席獣医官フォーラム
 - － 2016年4月のG7新潟農業大臣会合宣言に基づき、第1回フォーラムを東京で開催(2016年11月)
 - － 第2回フォーラムはローマで開催(2017年10月)
 - － 抗菌剤の治療目的での使用や責任ある慎重な使用に関する定義について合意
 - － 鳥インフルエンザの防疫及びサーベイランスの強化に関するG7首席獣医官取りまとめ文書に合意
 - － サイドイベント「高病原性鳥インフルエンザ世界会議」を開催

日中韓の協力

- FMD・HPAIに関する東アジア地域シンポジウム
 - － 2011年から毎年、東アジア地域におけるTADsの拡大防止に向けた情報交換を実施(2018年(第8回)は6月に韓国で開催)
- 越境性動物疾病への対応に関する協力
 - － 3か国大臣級で署名された「越境性動物疾病への対応に関する協力覚書」(2015年9月)に基づき、情報共有等の協力を推進
- 出入国旅客の携帯品検査等の協力強化
 - － 日中当局間の副局長級で「出入国旅客の携帯品及び郵便物検査協力強化に関する覚書」に仮署名(2017年11月)

獣医研究所間のMOU締結

- 農研機構 動物衛生研究部門(日本) 
(2016年3月以前は、動物衛生研究所)
 - ⇔2012年10月 農林畜産検疫本部(韓国)
 - ⇔2016年 3月 蘭州獣医研究所(中国)
 - ⇔2016年 3月 哈爾濱獣医研究所(中国)
 - ⇔2016年12月 ロシア連邦動物衛生センター(ロシア)